

企業再生貸付（法的再建・私的整理）のご案内

法的再建手続又は私的整理手続中の中小企業者であって、事業再生が可能な方の資金供給の円滑化を支援します

1 融資対象者

県内で1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で次の(1)又は(2)に該当する方

(1) 法的再建手続中の企業であって、次の全てに該当する方

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する方

(ア) 再生事件又は更正事件が係属している方

(イ) 民事再生手続終結の決定を受けた方（再生計画が遂行された場合等を除く）

イ 再生・更正計画の認可決定が確定した後3年を経過していない方

ウ 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業再建に合理的な見通しが認められる場合（償還が見込まれる場合）

(2) 私的整理手続中の企業であって、ア又はイのいずれかに該当するとともにウに該当する方

ア 特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとする方

イ 認定支援機関（中小企業活性化協議会）の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする方

ウ 金融機関の支援が得られており、事業再建に合理的な見通しが認められる場合

2 融資条件

| | |
|--------|---|
| 融資限度額 | 2億円 |
| 融資利率 | 年1.40%（固定利率） |
| 融資期間 | 融資対象者(1) 10年以内（据置なし） 融資対象者(2) 3年以内（据置なし） |
| 資金使途 | 設備資金及び運転資金 |
| 担保・保証人 | 保証協会の定めるところによる（第三者保証人不要） |
| 信用保証 | 保証を付ける |

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。